

高木まり 予算委員会質問 特集

予算委員会では知事との一問一答による総括質疑が行なわれました。
3/6の高木まりの質問の全容をお伝えいたします。

1・埼玉県の借金は大丈夫か？

Q 高木：埼玉県の債務残高は年々増加している。その原因は、国が本来現金で自治体に渡すことになっている地方交付税交付金の代わりに県に発行させている「臨時財政対策債（以下、臨財債）」にある。知事は「自立自尊」というキーワードをよく使うが、自立自尊を大事にするなら、おかしな制度である臨財債を発行させる国を責めるのではなく、県の責任で、臨財債まで含めた債務の総額を減らす努力をすべきだと考えるが、どうか。

A 知事：臨財債で手当てされている部分は、基準財政需要額という国が決めた一定程度の行政のミニマムを確保するものの積み上げである。よって、そこを減らそうとすると、県に余裕のあるお金を全部そこにつぎこまなければならなくなり、**新規事業など県が何かを仕掛けようとする際のお金が全くなくなってしまうことになる。**それより寧ろ、東京都を

除いた全ての都道府県（埼玉県のようなAAの格付けの県であっても）が、交付税をもらわなければやっていけないような**制度そのものの欠陥を国が改めるべきと考える。**



Q 高木：本年度の予算でどのくらいを借金でまかなうことにするかは、どのように決めたのか。債務残高の縮減目標を決めて、額を決めたのか、活力を失わぬよう配慮しながら節約の数字を積み重ねたらこの額になったということか。



A 知事：県でコントロールできる県債については大枠の中で減らそうという努力をしているが、縮減目標を決めることはしていない。その年の償還額の多寡にも左右されるし、国の公共事業費が少ない時には県の公共事業を増やす必要もあると考えているので、縮減の方向だが**柔軟に対応**している。

2・ウーマノミクスは成功させられるか

Q 高木：知事は、これからの人口減少時代の経済の活性化には、女性労働力の活用こそ必要だと言っており、これをウーマノミクスとして重点政策に打ち出している。しかし、女性にも男性と同じように能力を発揮してほしいといっても、**足元の本県では女性幹部職員がきわめて少ない。**



県職員に占める女性職員の割合は36.2%であるのに対し、部長・副部长級の女性の割合は3.6%、課長級でも6.7%である。これは**なぜ**と考えるか。

A 知事：就任以来悩ましく思っている。概ね理由は2つで、1つは、女性の場合、共働きでも**夫の働き方を優先して、自分が忙しくならないようにと昇進試験を受けないケースがある**ということ。もう1つは、やはり結婚や出産を機に辞めてしまう人がいるということだ。まさに、これが日本社会の現状なので、ウーマノミクス運動を提言して、昇進を諦める空気を避け、効率の良い仕事の仕方では残業を減らすなど、**女性でも幹部職員への道に手を上げたいと思う環境づくりをしていきたい。**



(ウーマノミクスの取組みについて、1面から続く)

Q 高木：ウーマノミクスを成功させるには、子育てなどで短時間勤務の女性がいても職場をまわせる、管理職側のマネジメント能力が求められるように思う。知事は、このウーマノミクス成功の肝はどこにあると思うか。

A 知事：企業経営者にウーマノミクスの成功事例をきちっと見せることだと考える。私自身、ある経営者から、子育て中の6時間勤務の女性が、6時間で8時間分の仕事をこなすのに、給与が6時間分なので企業にメリットだという事例を聞いた。このような成功例を見せた上で、実際にそういう取り組みをしている企業を表彰していく。そして、マインドを作っていく。一旦マインドが出来上がれば、職場の中からマイナスの部分を消す努力が出てくると考える。

Q 高木：本年7月より、企業規模に関係なく短時間勤務制度の導入が義務付けられる。予算にある「多様な働き方推進事業」では、これを受け、中小企業における導入促進をはかるべく、2000社を訪問する事業であるとのことだが、効果が出る実施方法となっているのか。

A 知事：この事業では11人の普及員が中小企業を訪問し、先ほど述べたような成功事例を熱心に説明し、口説き、制度定着に向けてムーブメントを起こすべく活動することになっている。本県ではムーブメントのおこせる職員を目指しており、取り組んでいく。

3・県の補助金配分の考え方について

Q 高木：昨年私が一般質問の中で、県の単独補助金の一括交付金化について尋ねた際、知事は答弁で、一括交付金化を否定すると同時に、県と市町村の役割が重なる補助金があれば見直すと答えた。この答弁にもとづき、新年度予算で、県と市町村の役割を明確にする観点から見直された県単独補助金はあるか。

A 知事：そもそも県と市町村の役割は明確に区分されており、それに応じた財源配分がされているのが実態だ。ただ、県が市町村の政策を推進させる意味で出す補助はあるし、一方で市町村が一定程度自由に使える「ふるさと創造資金」のような補助もやっている。ケースバイケースだが、基本は県としての政策を実現するために補助金である。

Q 高木：県単独補助金において、政令市・中核市・特例市を除外しているものがあるが、明確な基準なく除外されると、県民の中に「同じ税金を納めているのに」と不公平感が出てくる。現行、どんな基準のもと除外されているのか。

A 企画財政部長：政令市・中核市は国から直接補助が出るものがあり、その場合、県の補助対象からは除外されている（例：放課後児童クラブ運営費補助）。また、政令市では交付税算定上の加算など、市の裁量で使える財源が一定程度確保されているので、政令市移行の際に県との協議の中で除外を決定したものがある（例：乳幼児医療費助成、家庭保育室への運営費補助）。なお、特例市については、予算規模120万円の市町村交通事故防止特別対策事業のみである。このように、財政上の状況がそれぞれ異なるので、一部の補助金は政令市等を補助対象外としている。

★上記の質疑の様子は、県議会のHPから動画でもご覧いただけます。
「埼玉県議会HP」→右下バナー「インターネット中継」→「録画を視聴」→「2月」
→「3月6日 委員会（予算特別）」→「高木まり」